

様式第2（第2条関係）

ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発に関する試験研究に係る認定書

番 号

福島復興再生特別措置法施行令第39条第2項の規定に基づき、下記のロボットに係る新たな製品又は新技術の開発に関する試験研究は、同条第1項に規定する国有の試験研究施設を使用して行うことが当該試験研究を促進するため特に必要であると認定する。

年 月 日

経済産業大臣名

印

記

1. ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発に関する試験研究の概要
2. 1. の試験研究を行う者の住所並びに名称及び代表者の氏名（個人の場合は氏名）

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。